

医療提供施設の被害・再開の状況及び復旧支援策等について

1 医療提供施設の被害状況及び再開状況について

東日本大震災津波による被害を受けた医療機関等は、医科・歯科・薬局全体で418箇所、うち沿岸部180箇所、内陸部238箇所となっており、このうち全壊や大規模半壊、半壊の大きな被害を受けた施設は、全県で149箇所、うち沿岸部が143箇所、内陸部は6箇所となっています。

また、平成23年12月1日現在、11月に沿岸部の歯科診療所2箇所、薬局1箇所が新たに再開して、全県では324箇所の医療機関が保険診療を再開したほか、44箇所の薬局が調剤業務を再開しています。

【医療提供施設の被害及び再開状況（H23.12.1 現在）】

〔全 県〕

		既存数	被災状況					再開状況				
			全 壊	大規模 半 壊	半 壊	一 部 損 壊	合 計	再 開		再開 見込	廃止等	未定
								自 院	仮 設			
病 院	公的	37	3	1		24	28	25	3			
	民間	57				35	35	35				
診療所	公的	40	1	1		10	12	10	2			
	民間	714	31	5	8	94	138	105	17	2	9	5
歯 科 診療所	公的	11				3	3	2	1			
	民間	602	37	9	2	90	138	103	21	2	5	7
計	公的	88	4	2		37	43	37	6			
	民間	1,373	68	14	10	219	311	243	38	4	14	12
薬 局	公的											
	民間	576	37	5	9	13	64	28	16			20
合 計		2,037	109	21	19	269	418	308	60	4	14	32

〔沿岸部〕

		既存数	被災状況					再開状況				
			全 壊	大規模 半 壊	半 壊	一 部 損 壊	合 計	再 開		再開 見込	廃止等	未定
								自 院	仮 設			
病 院	公的	10	3			5	8	5	3			
	民間	9				5	5	5				
診療所	公的	15	1	1		3	5	3	2			
	民間	97	29	4	6	10	49	19	15	2	9	4
歯 科 診療所	公的	6				1	1	0	1			
	民間	103	37	9	2	11	59	24	21	2	5	7
計	公的	31	4	1		9	14	8	6			
	民間	209	66	13	8	26	113	48	36	4	14	11
薬 局	公的											
	民間	100	37	5	9	2	53	17	16			20
合 計		340	107	19	17	37	180	73	58	4	14	31

〔内陸部〕

		既存数	被災状況					再開状況				
			全 壊	大規模 半 壊	半 壊	一 部 損 壊	合 計	再 開		再開 見込	廃止等	未定
								自 院	仮 設			
病 院	公的	27		1		19	20	20				
	民間	48				30	30	30				
診療所	公的	25				7	7	7				
	民間	617	2	1	2	84	89	86	2			1
歯 科 診療所	公的	5				2	2	2				
	民間	499				79	79	79				
計	公的	57		1		28	29	29				
	民間	1,164	2	1	2	193	198	195	2			1
薬 局	公的											
	民間	476				11	11	11				
合 計		1,697	2	2	2	232	238	235	2			1

2 復旧支援策について

被災地における医療施設の復旧支援策について、全壊等により原状復旧が困難な医療施設については、仮設診療所を整備し、被災した医師等に運営していただいているほか、建物の復旧が可能な医療施設については、国の災害復旧費補助等を活用して復旧の支援を行っています。このほか、歯科巡回診療車の整備や施設整備への融資に関する情報提供、支援物資の斡旋などを行っています。

(1) 仮設診療所整備事業について

- ① 沿岸被災地において、恒久的な施設を建設するまでの間、国の補助事業を導入して県が仮設診療所を整備し、被災した医師等が運営に当たっています。
 - ・予算額 845,065 千円 (12 月現計、財源：国庫 816,265 千円、地域医療再生臨時特例基金 28,800 千円)
 - ・整備箇所数 仮設診療所 19 (県立病院仮設診療施設 3 を含む)、仮設歯科診療所 14
 - ・国庫補助基準額 仮設診療所 31,275 千円、仮設歯科診療所 19,914 千円
(賃貸ビル等に入居する場合は、18,500 千円)
 - ・県が、国庫補助基準額の範囲内で、応急仮設建物や医療機器を購入、または賃貸等の物件を借受。
 - ・運営する被災医師等に対し、平成 25 年 3 月 31 日まで無償貸付 (継続等は県と協議)。運営に係る経費は、被災医師等が診療報酬をもって充てる。
- ② 現在、被災医師等と施設や機器の仕様等を調整し順次整備。平成 23 年 12 月 27 日現在で、医科 18 箇所、歯科 13 箇所、合計 31 箇所が診療中です。

(2) 歯科巡回診療車整備事業について

- 仮設住宅等で生活する通院困難な高齢者や障がいのある被災者への歯科保健医療を確保するため、国の補助制度により歯科巡回診療車を整備しています。
- ・予算額 33,658 千円 (12 月現計)
 - ・整備台数 小型乗用自動車 16 台
 - ・平成 23 年 12 月から被災地の歯科医師に車両を貸与し、訪問診療の交通手段として活用
 - ・車両には、歯科診療ポータブルユニット、技工用エンジン及び診療用ライト等必要な機器も積載

(3) 被災診療所機能回復事業について

- ① 沿岸被災地において、国の災害復旧費補助等の支援を受けられない被災医療機関に対し、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要する経費を補助することとしています。
 - ・予算額 580,400 千円 (12 月現計、財源：地域医療再生臨時特例基金 580,400 千円)
 - ・対象診療所数 医科・歯科診療所あわせて約 50 箇所
 - ・修繕等に係る所要額の 2 分の 1 を補助
- ② 現在、補助対象見込みの診療所に対し修繕等に係る所要額を調査し、他の補助制度とのバランスを勘案しながら、制度の確定を進めているところであり、速やかに補助金交付事務を進めることとしています。

(4) 国の医療施設等災害復旧費補助について

① 補助対象機関及び補助率

- ・ 公的医療機関 2/3
 病院群輪番制病院・在宅当番医制診療所・休日等歯科診療所・在宅当番制歯科診療所等 1/2
- ・ 政策医療を実施していない民間診療所は対象外

② 対象経費は、原則として被災部分の原状復旧に要する工事費。

③ 全県で34箇所（うち沿岸13箇所）の医療施設について、災害査定等の事務を進めているところですが、国の平成23年度第三次補正予算において、新たに「休日等歯科診療所」、「在宅当番制歯科診療所」が追加されたことから、対象箇所の調査を進めています。

(5) 被災地薬局機能確保事業について

沿岸被災地において、半壊以上の被害を受けた既存施設の再開に要する経費等を補助することとしています。

- ・ 予算額 260,000千円（12月現計、財源：地域医療再生臨時特例基金260,000千円）
- ・ 対象薬局数 40店舗（平成23年度分）
- ・ 薬局の改修再建に係る所要額の2分の1を補助（上限額6,500千円）

3 医療提供施設の復興支援について

医療施設等の復興支援については、東日本大震災津波復興計画において、新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した施設を整備していくこととしており、国の災害復旧事業と併せて、地域医療再生基金等を活用することにより、国庫補助金の対象とならない医療施設の移転・新築等を支援し、被災地の医療提供体制の確保を推進することとしています。

このため、県の平成24年度当初予算に、被災地医療施設復興支援事業費（2,027百万円）を要求しているところです。

